

令和5年3月10日

関係者 各位

国・県対策課長

和泉 貴盛

直方市工事成績評定（土木）の改正について（通知）

直方市工事成績評定要綱における直方市工事成績評定（土木）について、その一部を改正いたします。

【主な改正内容】

1) 評価段階の細分化

評価段階を細分化し、きめ細やかな評価をおこなえるように変更します。

- ・ 出来形と品質（検査員の採点項目） 5段階から7段階へ変更
- ・ 社会性等（課長の採点項目） 3段階から5段階へ変更

2) 「高度技術」の見直し（「工事特性」に変更）

都市部での工事、期間が長い工事、または維持工事については、安全の確保や各種調整等が困難であることが想定されます。そこで、その履行が的確におこなわれた場合に、より積極的に評価できるように、評価対象項目の見直しを実施し、名称も従来の「高度技術」から「工事特性」に変更します。

3) 採点項目の見直し

採点項目に関して、基準や規定の改正にあわせて、監督員、係長、課長、検査員のすべてについて採点項目の見直しをおこないます。また、検査員の評価方法について、従来の「YES、NO、不要」による評価を、「良、可、不可、無」の評価に変更します。

【対象となる工事】

令和5年4月1日以降に当初契約をおこなう工事から適用します。

令和5年3月31日以前に当初契約をおこなった工事は、令和2年4月施行の直方市工事成績評定を適用します。なお、直方市工事成績評定表は直方市のホームページに掲載しております。

[ホーム>産業・事業>入札・契約>公共事業>工事検査]

問い合わせ先：直方市産業建設部 国・県対策課工事検査係 河原良宏 TEL 25-2265